

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答【G 社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1		提案書に「市内への再エネ電力供給量及び供給先」に記載する必要があるが、落札後に供給量、供給先を変更することは可能か。	原則として、提案書記載の供給量及び供給先としてください。 ただし、検討を行う中で供給量や供給先に変更が生じる際には市と協議することとしますが、場合によっては基本協定の締結に至らないこともあります。
2		「苫小牧市内に本社又は支社を有する事業者」と記載があるが、「営業所を有する事業者」でも構わないか。	市内に所在している事業者であれば問題ございません。
3		全ての土地を使用をしない予定である。使用しない土地が公道への接道をしない場合もあるが、問題ないか。	使用しない土地（市の管理用地）が接道しなくなることについて問題はありませんが、維持管理等で土地への通行が必要になった場合に事業用地内の通行を許可していただくことになります。
4		賃料の計算方法は、①使用する筆の面積に貸付料単価を乗じるのか、②実使用面積（フェンス内面積など）に貸付料単価を乗じるのか、どちらか。	貸付料は、フェンスや維持管理用道路等も含めた実使用面積に貸付料単価を乗じた額とします。

5		落札後にFIP入札に参加する予定である。FIP落札後の収益増分は、還元する必要はないという認識でよいか。	提案時における想定からの収益増分について、需要家への還元を必須とはしておりませんが、還元するか否かも含めて提案を行ってください。
6		事業予定地とは別に、公募内の未利用地を、建設中に限り、仮設置場などとして、賃借可能か。	事業予定地以外の未利用地を仮設置場として賃貸借することは可能ですが、貸付範囲や期間については事業者選定後、市と事業者で協議いたします。
7		土地の利用履歴を確認したい。土壌汚染対策法にて指定されている重金属などの物質の使用履歴はないと考えてよいか。	対象地は昭和48年に土地を取得、昭和52年4月から平成9年まで放牧場として利用されておりましたが、閉鎖以降土地利用されていないことから、土壌汚染対策法に指定されている物質の扱いはないものと考えております。
8		東側境界の水路について、増水等により水災が発生した事例はないか。	市では、水災の発生の有無について把握していません。
9		東側境界の水路について、発電所建設にあたり雨水を放流する計画の場合、上流側の流域を含めた雨水排水計画の策定が必要か。	原則として、排水については発電所敷地内で処理してください。 ただし、やむをえず河川への排水が必要である場合、市維持課河川係との協議をお願いします。 なお、協議に際しては上流域を含めた雨水排水計画の提出をお願いいたします。
10		野生動物（鹿等）の生息環境に配慮する必要はあるか。発電所周囲をフェンスなどで囲うことにより、現状の生息環境は変化することが想定。	希少種などの重要な動植物の生息が確認される場合について、配慮が必要となる場合があります。

11		周辺環境への配慮のため、植栽などを植えた場合、事業終了後、原状回復（伐採）が必要か。	原則、原状回復することとしますが、植栽などに関して伐採するかは市と協議のうえ決定することとします。
12		落札後の、優先交渉権者による基本協定の締結期限はいつか。	基本協定の締結期限は定めておりませんが、調査・設計前までに締結を行うものとします。
13		市有施設の使用電力について、契約者名、契約メニュー、30分値データ等の詳細開示は可能か。	希望する施設を指定いただければ、ご提示いたします。
14		事業期間は17年以上であるが、基本協定の締結時に具体的な年数（17年以上）を定めたうえで契約締結が可能か。	具体的な事業期間を定めたうえでの基本協定締結を想定しております。